

平成23年2月17日

請求人 様

川西市監査委員 塩川 芳 則

川西市監査委員 中 西 倭 夫

川西市監査委員 大矢根 秀 明

まちづくり推進室営繕課に関する住民監査請求の却下について（通知）

平成23年2月8日付で提出されました住民監査請求については、請求の内容を慎重に審査した結果、下記のとおり地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる要件に該当しないため、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 請求の要旨（請求書要約）

平成23年2月8日付で受付けた川西市職員措置請求書の請求要旨は、次のとおりです。

(1) 主張事実

まちづくり部まちづくり推進室営繕課は、市立緑台小学校校舎棟耐震補強等工事の施工管理について、民間の委託監督員を常駐させ、報告書の提出と打ち合わせ及び時々の立会によって行っている。

設計どおりの施工・進捗管理は、建築士の資格を持った営繕課の職員が現場にて直接常時行うべき行為である。

無意味な管理に委託費を支出することは、川西市の財政赤字を増大させている。

(2) 措置請求内容

施工・進捗管理は、教育委員会施設課の職員3名（建築士）も含め、交代で1名が常駐し、作業開始から終了まで施工業者監督と密接に行うことを求める。

2 請求を却下する理由

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為による当該地方公共団体の損害の発生の防止、補てんを目的とするものであり、その対象とされる財務会計上の行為は、同条同項に列挙されているとおりである。このように請求の対象事項を財務会計上の行為に限定している理由は、住民監査請求制度が地方公共団体の行政全般の適正を担保するための制度ではなく、地方公共団体の財務会計の適正運営を担保することを目的とした制度であるためである。

したがって、住民監査請求の対象となる事項は、地方公共団体が特定の行政目的のために行う一連の行政上の行為の中でも、地方公共団体の財産上何らかの損害を与え、ひいては住民の利益の侵害につながる財務会計上の行為（財務会計上の事務処理に直接関係するもの）に限られ、それ以外の一般行政上の行為については、たとえそれが結果として何らかの財政的な影響を生じることがあるとしても、これらの行為の違法性・不当性を住民監査請求の対象とすることはできない。さらに、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該財務会計上の行為そのものについて、法令に違反している等の具体的な違法性又は不当性を主張することが必要である。

本件請求の主張は、「市立緑台小学校校舎棟耐震補強等工事の施工管理については、建築士の資格を持った営繕課職員が直接行うべきものであり、業者委託していることは無意味な支出である。」というものである。このように、財務会計上の行為である当該委託契約については、「無意味な支出」と主張しているのみで、委託契約の内容等についての個別、具体的な事由を指摘した上で違法性又は不当性を主張しているものではなく、また、当該業務委託により市に損害を与えているという具体的な内容を指摘しているものでもない。

つまり、請求人が主張する内容は、委託契約という財務会計上の行為を対象として取り上げているものの、市の工事管理（監理）のあり方として、直営で行うべきか、委託で行うべきかという一般行政上の事務処理手法の是非を問うているものといえる。したがって、本件請求の内容は、あくまでも非財務的な行為を対象としたものであり、かつ、市に損害を与えているとする具体的な指摘がないことから、住民監査請求の対象とすることができないものである。

以上の理由により、本請求は、住民監査請求の請求要件を満たしておらず、受理することができない。

以上